



## 高校ステッカーを貼った放置自転車を見かけたら...

高校生が通学に使っている自転車には、高校名の入ったステッカーが貼ってあります。近所などで、このようなステッカーを貼った放置自転車を見かけたら、各高校へご連絡ください。

秋田・河辺地域生徒指導研究推進協議会高校部会事務局



# INFOR- MATION

市役所からのお知らせ

## 1 秋田市福祉セミナーに参加しませんか

市職員が、市の行っているさまざまな福祉サービスを紹介するほか、みなさんの福祉についての疑問にお答えし、ご意見も伺います。

時間はいつでも午前10時～正午。事前の申し込みは必要ありません。当日直接会場へおいでください。

**主な内容** 高齢者のための福祉サービス、介護保険サービスの利用のしかた、保育所に入るとき、障害者のための福祉サービス、生活保護のしくみ、これからの地域福祉のあり方など

**とき・ところ** 10月20日(日)＝中央公民館 10月27日(日)＝アトリエモモ さだ多目的ホール 11月10日(日)＝東部公民館 11月17日(日)＝南部公民館 12月1日(日)＝土崎公民館

**問い合わせ** 福祉総務課

☎(866)2092  
ファクス(866)2417

## 2 ごみ減量のイメージキャラクター募集

ごみの減量や廃棄物発生抑制を推進するイメージキャラクターをイラストで募集します。最優秀作品は秋田市環境部の広報活動に活用します。作品

は1人1点まで。彩色は2色以内。

**申し込み** 10月18日(金)まで、はがきか封書に住所、氏名、年齢、職業または学校名、電話番号、作品名、制作意図を書いて、〒011-0904 秋田市寺内蛭根三丁目24-3 秋田市環境部環境企画課☎(863)6632へ。

## 3 稲わら・もみ殻焼きはやめましょう

稲わら・もみ殻焼きの煙で、毎年ぜんそくの患者さんや病弱なかが大変困っています。稲わら・もみ殻の発生を防ぐため、県公害防止条例で、10月から11月10日まで、稲わらを外で焼くことが禁止されています。この期間以外でも、稲わら・もみ殻は焼却を自粛し、有効活用をしてください。

**問い合わせ** 環境保全課☎(866)2075、農政課☎(866)2115

## 4 一定面積以上の土地取引は届出を

一定面積以上の土地取引の契約をした場合、国土利用計画法により、土地の権利取得者(買主)は、契約締結日から二週間以内に、土地の所在・利用目的などを、都市整備課経由で県知事に届出する必要があります。

**届出の必要な取引** 売買、交換、売

買予約、譲渡担保、代物弁済など

**届出の必要な土地面積**

市街化区域... 2千㎡以上(\*)

都市計画区域以外の区域... 1万㎡以上

\*市街化区域で5千㎡以上、市街化調整区域で1万㎡以上の場合、別途契約前に「公有地の拡大の推進に関する法律」により売主から届出が必要です。

**問い合わせ**

都市整備課☎(866)2155

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/default.htm>

## 5 市税の納期内納付にご協力ください

10月31日(木)が納期限の市税は、市県民税第3期、国民健康保険税第4期です。納期内に納付するようご協力ください。市税の納付には口座振替が便利です。ぜひご利用ください。

**問い合わせ**

納税課☎(866)2059

国保年金課☎(866)2189

## 6 子ども情報誌に掲載する行事募集

生涯学習室が発行する、子ども情報誌「プレスタ」に掲載する、小・中学生や親子向けの行事を募集していま